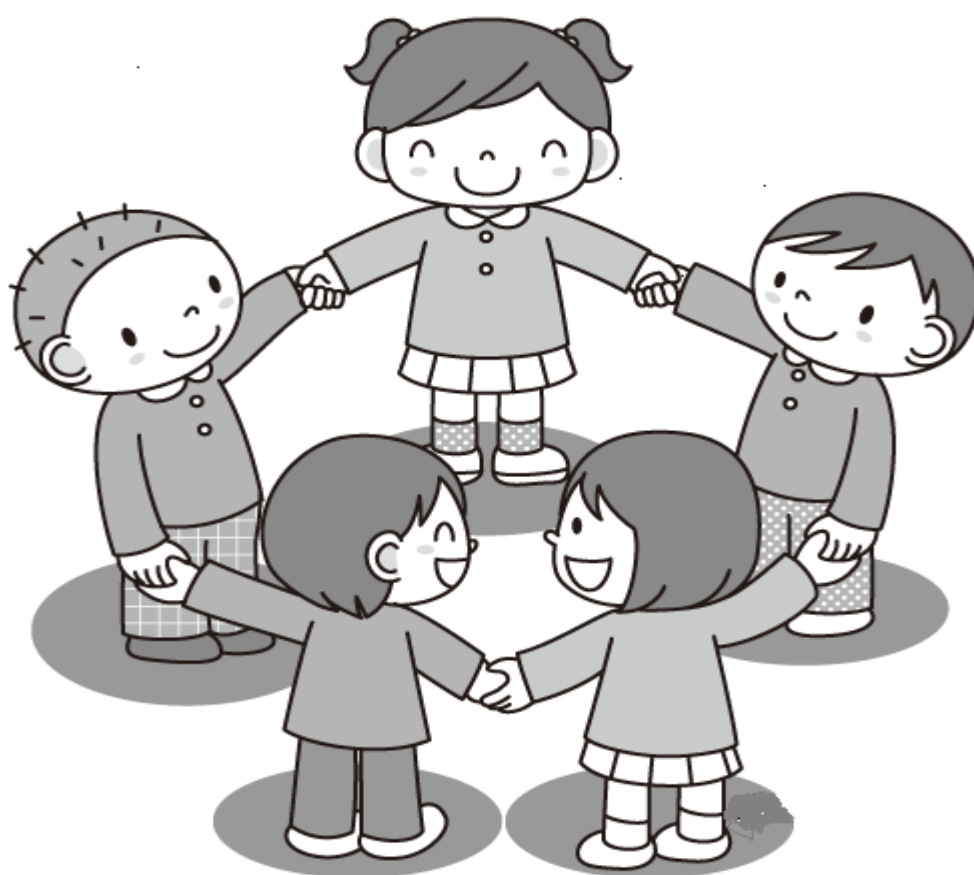


「芦屋市の保育所及び幼稚園のあり方について」

報告書 [案]



平成22年7月

芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会

目 次

	ページ
1 報告にあたって	
(1) 作成の背景	3
(2) 検討経過	3
2 保育所と幼稚園の現状と課題について	
(1) 就学前児童について	4
(2) 保育所について	5
(3) 幼稚園について	8
3 保育所と幼稚園の目指すべき方向	
(1) 待機児童解消について	9
(2) 保育所と幼稚園との連携について	9
(3) その他保育所及び幼稚園の今後のあり方について	10
4 資料編	
(1) 設置要綱	12
(2) 委員名簿	14
(3) 参考資料	15

1 報告にあたって

(1) 作成の背景

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また勤務形態も多様化しており、現在就労していない母親も潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。

芦屋市においても、保育所及び幼稚園への就園等の状況をみますと、就学前児童数は、毎年約 5,000 人程度で推移しているにも関わらず、幼稚園への就園人数は減少傾向にあり、反対に保育所への入所申し込みは増加しています。そのため保育所へ入所出来ない、いわゆる待機児童が増えている状況が続いております。

このようなことから、芦屋市においては、平成20年5月に、まず、庁内の課長級の実務担当者レベルで組織された会議を設け、待機児童解消策の協議を行い、その中で、教育委員会の施設等を有効活用するなどの意見がありました。

そこで、本委員会は、①待機児童解消に向けた方策に関する事、②保育所と幼稚園との連携に関する事、③その他保育所及び幼稚園の今後のあり方等を中心に、本市の保育所と幼稚園の方向性を議論し取りまとめました。

今後は、この報告書に掲げた保育所と幼稚園の目指すべき方向を基に効果的で、なおかつ効率的な運営が図られことを期待いたします。

(2) 検討経過

平成21年11月27日に「芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会」が設置されました。委員会は、学識経験者、保護者団体、労働者団体、行政関係者からなる9名の委員で構成され、保育所と幼稚園の現場の視察も含め、これまで5回の委員会を開催しました。

「保育所と幼稚園の現状」と「今後の目指すべき方向」について委員会で討議・検討し、平成22年7月27日に報告書にまとめました。

なお、委員会の開催内容の概要は以下のとおりです。

第1回	平成21年11月27日(金)	・委員会の進め方等について ・芦屋市の保育所及び幼稚園の現状について
第2回	平成22年1月28日(木)	・前回の概要 ・検討課題の整理
第3回	平成22年5月13日(木)	・現地視察(新浜保育所、浜風幼稚園、浜風夢保育園) ・第1回、第2回検討委員会について ・本日の現地視察の感想
第4回	平成22年6月8日(火)	・報告書の骨子(案)について
第5回	平成22年7月27日(火)	・報告書(案)について

2 保育所と幼稚園の現状と課題について

(1) 就学前児童について

本市の平成16年度から22年度までの就学前児童の現状、児童数の推移及び動向(保育所入所・幼稚園入園)につきましては、以下のとおりです。

(公立保育所・私立保育園)

各年度4月1日

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
①就学前児童数 (人)	5,071	4,994	5,010	5,053	5,146	5,167	5,151
公立保育所 (設置数)	6	6	6	6	6	6	6
私立保育園 (設置数)	3	3	4	5	5	5	6
計	9	9	10	11	11	11	12
定 員 (人)	576	576	636	756	756	756	816
②入所児童数 (人)	569	578	576	693	753	752	826
③待機児童数 (人)	64 (38)	103 (44)	114 (42)	66 (7)	101 (10)	186 (31)	153 (40)
④要保育児童数 (②+③)(人)	633	681	690	759	854	938	979
保育需要率 (④/①)(%)	12.5	13.6	13.8	15.0	16.6	18.2	19.0

注：() は国基準の待機児童数を示す

(公立幼稚園)

各年度4月1日

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
①就学前児童数 (人)	5,071	4,994	5,010	5,053	5,146	5,167	5,151
公立幼稚園 (設置数)	9	9	9	9	9	9	9
②定 員 (人)	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240
③入園児数 5/1現在(人)	888	912	943	889	898	869	857
④入園率 (③/②)(%)	39.6	40.7	42.0	39.6	40.0	38.7	38.2
⑤幼稚園就園率 (③/①)(%)	17.5	18.2	18.8	17.5	17.4	16.8	16.6

(私立幼稚園)

各年度4月1日

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
①就学前児童数 (人)	5,071	4,994	5,010	5,053	5,146	5,167	5,151
私立幼稚園 (設置数)	4	4	4	4	4	4	4
②定 員 (人)	510	510	510	510	510	510	510
③入園児数 5/1現在(人)	514	497	498	495	491	461	479
④入園率 (③/②)(%)	100.7	97.4	97.6	97.0	96.2	90.3	93.9
⑤幼稚園就園率 (③/①)(%)	10.1	9.9	9.9	9.7	9.5	8.9	9.2

前頁の表に示されているように、本市の0歳から5歳までの就学前児童数については、平成16年度から平成22年度までの間、ほぼ数値は一定していますが、保育需要率については、私立保育園を平成17年度から平成22年度の間3園開設したにも関わらず、毎年増加しており、特に平成21年度及び22年度の保育需要率が著しく伸びています。

一方、公立幼稚園の入園児童数については、園児数が平成18年度をピークに毎年減少し、入園率が最近40%を割っている状況です。また、私立幼稚園の現状は、入園率については90%以上を維持しています。保育所では待機児童が年々増加の傾向にあるなど、保育需要のバランスが大きく変化してきています。

なお、将来予測としては、就学前児童数の減少が見込まれていますが、昨今の社会・経済情勢等から保育所の保育需要率は今後も一定の割合で上昇するものと推測されますので、施設の整備が緊要の課題です。

(2) 保育所について

① 保育施設の設置状況等

芦屋市の保育所は、平成22年4月1日現在、公立保育所6園、私立保育園6園の計12園で定員数は816名です。

また、芦屋市の保育理念として、「一人ひとりの“いのち”を大切にする保育」を掲げ、“いのち”を大切にする保育観として、まず子どもの主体性や自発性を尊重し、一人ひとりの個性への対応や個人差への配慮をしながら、人間尊重の心を育てていく保育を行っています。

芦屋市の保育所の利用方法の特徴として、以前は、乳児は主に私立保育園、幼児は公立保育所で受け入れ、公立と私立が共存する中で保護者の需要に応えるために、公立保育所においては乳児保育の充実に努めてまいりました。

さらに、待機児童解消のために、新設の私立保育園においては0歳から5歳までの児童を受け入れるなど各年齢における保育需要に対応するように努めています。

保育時間については、通常保育として、公立及び私立保育園とも、毎週月曜日から土曜日の間、7時30分から18時まで実施しています。また、延長保育は、各園とも土曜日を除いて19時まで実施していますが、私立保育園2園では、20時まで実施しています。

(2歳以下と3歳以上の定員数)

H22.4.1 現在

区 分	公立保育所 (6園)		私立保育園 (6園)		合 計 (12園)	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳～2歳	148人	30.8%	174人	51.8%	322人	39.5%
3歳～5歳	332人	69.2%	162人	48.2%	494人	60.5%
合計 (定員)	480人	100.0%	336人	100.0%	816人	100.0%

② 受け入れ施設の拡充と待機児童

本市の保育所の待機児童数は、平成13年度頃から微増し、平成15年度から急増しています。このため、緊急の待機児童解消策（受入枠拡充）として、教育委員会の協力を得て、平成17年10月に浜風小学校余裕教室を利用し60人定員の保育園を開園、さらに平成19年4月には旧山手幼稚園跡地に120人定員の民間保育園を誘致いたしました。これら新設の保育園を開園したにも関わらず、依然として待機児童が解消できず、急遽、平成22年4月に60人定員の私立保育園を開園しました。

(保育所入所受入枠拡充)

各年度4月1日

区 分	公立保育所		私立保育園		合 計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
平成17年度	6	480	3	96	9	576
平成18年度	6	480	4	156	10	636
平成19年度	6	480	5	276	11	756
平成20年度	6	480	5	276	11	756
平成21年度	6	480	5	276	11	756
平成22年度	6	480	6	336	12	816
増 減	±0	±0	+3	+240	+3	+240

新たに、保育園が開園した直後は、一時的に待機児童は減りますが、その後も保育所への申込者が増え、待機児童数は依然として増加の傾向にあります。待機児童を年齢別で見ると、毎年1歳児が特に多く、次に2歳児、3歳児の順となっております。

また、待機児童の緩和を図るために、公立は定員の最大110%まで、私立は定員の最大125%までの円滑化を実施しています。

(年度別年齢別待機児童数一覧表)

各年度4月1日

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
0歳児(人)	5	8	8	3	6	20	16
1歳児(人)	16	29	44	28	38	78	63
2歳児(人)	11	17	32	18	29	37	37
3歳児(人)	23	24	19	15	22	39	23
4歳児(人)	9	22	7	2	6	9	11
5歳児(人)	0	3	4	0	0	3	3
待機児童数 合計(人)	64	103	114	66	101	186	153

③ 特別保育の実施状況

芦屋市では、通常保育のほか保育ニーズの多様化に対応するため、次のような特別保育事業を実施しています。

事 業 名	事 業 内 容	実 施 箇 所
延長保育事業	保護者の就労条件等を加味し通常の保育時間を延長する事業	公・私全12園で実施
一時保育(預かり)事業	通常保育の対象とならない就学前児童で、保護者の就労、傷病、入院、災害、事故、出産など一時的に保育が必要となる児童を保育する事業	私立6園中5園(さくら・こぼと・浜風夢・山手夢・夢咲)で実施
統合(障がい児)保育事業	心身や発達に障がいのある児童など、日常的に保育に欠け、特に配慮が必要な児童の保育に必要な保育内容や保育環境(保育士の加配や保育室等の環境整備)を整備し、当該児童の保育を行う事業。	公・私全12園で実施
地域活動事業 (地域子育て支援センター事業)	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業	現在、公立全保育所で園庭開放・体験保育・出前保育・子育て広場・育児相談事業等を実施。私立保育園でも同じように事業を実施。
病後児保育事業	児童が病気の回復期かつ他の児童との集団保育が困難なときに、保護者が就労や疾病等のために家庭で保育できない場合に一時的に預かる事業	市立芦屋病院内の施設で実施

(3) 幼稚園について

芦屋市の幼稚園教育は、「基本的な生活習慣の形成を図るとともに、身近な自然環境とのかかわりを通じて、豊かな感性やたくましく生きる力を育む教育」を行っています。

また、近年は在園児と未就園児の交流等、様々な機会をとらえて子育て支援活動を実施し、「親と子の育ちの場」としての幼稚園の役割、機能の充実が求められています。公立幼稚園は、平成11年4月に山手幼稚園を西山幼稚園に統合した結果、現在では9園です。

幼稚園の配置は、国道43号線以北が5園、以南が4園と比較的バランス良く配置されており、多くの幼稚園が公立小学校の隣に設置されて、小学校との連携も密に行われています。

公立幼稚園は、4歳児及び5歳児を対象とした、2年保育です。4歳児は30人学級、5歳児は35人学級で、保育時間は、月曜日・水曜日・金曜日は弁当持参日で8時50分から14時30分まで、火曜日・木曜日は8時50分から11時50分であり、阪神間の公立幼稚園と同様に預かり保育は実施していません。

(預かり保育実施状況)

区 分	預かり保育実施施設	預かり保育時間
市内公立幼稚園	0園/9園	—
市内私立幼稚園	3園/4園	平均4時間

公立幼稚園には、就学前児童の4・5歳児の約半数が入園しており、阪神間に比べても、公立幼稚園が占める割合が極めて高く、公立幼稚園の果たしている役割は大きいです。

しかし、園児数は、昭和55年の53クラス、1,931人をピークに、少子化の影響もあり、平成21年度では37クラス、869人(資料編参照)と約半減し、それに伴い、幼稚園の空き教室も目立ちはじめ、全普通教室数の約40%である27教室が空き教室となっており、PTA室や図書室等に転用しています。

(公立幼稚園で行っている特別な活動)

項 目	内 容	実 施 園
母親学級	子育てについて、悩みなどを解消するため園長先生からの助言や子どもとの接し方など、講師を招いての講演会を定期的に行っている。	全園にて実施
園庭開放	保育終了後から1時間程度、園庭を開放している。	全園にて実施 (在園児のみ対象)
地域未就学園児との交流	子育て支援活動として、就園前の幼児に園庭開放をしたり、園児との交流会を行っている	全園にて実施 (地域の幼児も対象)

3 保育所と幼稚園の目指すべき方向

(1) 待機児童解消について

待機児童解消策については、保育担当部署だけが解決に向けて取り組むのではなく、芦屋市全体の就学前児童の問題として取り組むべきであり、そのためには教育委員会と連携を図る必要があります。

待機児童解消に向けて即効性のある解決方法としては、ハード面の整備が考えられます。基本的には保育所の新設が一番望ましいのですが、限られた財源の中で、効果的でおかつ効率的な方策として、既存の公共施設の有効活用、とりわけ教育委員会所管の幼稚園施設の活用が望ましいと考えます。

しかし、待機児童解消策の選択肢として、公立幼稚園の有効活用については、誰も異論は無いものの、同一施設内で保育所を併置することは、運用面や設備そして保育内容等について、今後十分な検討が必要であり、さらに施設の拡充によって、新たな保育需要の掘り起こしや、市民ニーズと供給量のバランスについても検討する必要があります。

一方、公立幼稚園では、「預かり保育」などのニーズも考えられます。この事業を実施することによって待機児童の解消に繋がる側面もありますが、保護者の就労の考え方が変わることも想定されますので安易に子どもを預けてしまうこともあり得るのではないかと懸念されます。

【考えられる対応策】

- ◎ 公共施設の有効活用
- ◎ 公立幼稚園の空き教室の活用
- ◎ 公立幼稚園の預かり保育の実施
- ◎ 保育所の整備及び私立保育所の新設の検討

<委員等からの主な意見>

- 保育所の新設は難しいと思われるので、公共の空き施設を有効に活用すべき
- 預かり保育や公立幼稚園の3年保育の実施
- 幼稚園での預かり保育の実施は、安易に幼稚園へ預けることにつながるのではないかと
- 幼稚園の空き教室の活用については、十分な検討や実態把握が必要
- 保育所を増やすとさらに入所希望者が増えてしまい対応できないのでは

(2) 保育所と幼稚園との連携について

保育所における待機児童の増加や幼稚園の園児数の減少等、保育所と幼稚園の状況は変化し、また親の就労形態や子育てに対する意識の変化などにより、子育てを取り巻く状況は変わり、また保育所や幼稚園へのニーズも多様化してきています。

このような多様なニーズに応えるためには、幼稚園・保育所（以下 幼・保 とする）が連携して既存施設の有効活用や幼稚園教諭及び保育士資格の免許・資格を有する人材を柔軟に人事交流させるなど弾力的な運営を進めていかなければなりません。

【考えられる対応策】

- ◎ 保育所職員及び幼稚園職員との交流の実施
- ◎ 保育所職員及び幼稚園職員との合同研修の実施
- ◎ 保育所と幼稚園の園児同士の交流

＜委員等からの主な意見＞

- 保育所と幼稚園の交流は一部の地域ではある
- 就学前教育の目標については、幼稚園も保育所も目指すところは変わらない
- 幼稚園と保育所との職員交流が必要

(3) その他保育所及び幼稚園の今後のあり方について

保育所及び幼稚園は、いずれも就学前児童を保育するところであるので、就学前児童の子どもたちが、共に健やかに育つように環境面等で差があってはなりません。そして、小学校における生活や学習等への移行を円滑にし、発達や学び、生活の連続性を確保し、総合的な流れを一貫したものにすることが重要です。

このことから、保育所、幼稚園及び小学校の職員が共に研修を深め、相互理解を図り、子どもの学びの一貫についての共有化を進めることが必要です。

まず保育所においては、待機児童解消に努め、保育に欠ける子どもたちが保育所に入所できるように施設整備を図り、さらに良好な環境のもとで保育が維持できるよう環境面等の配慮も必要です。また、幼稚園においては、幼児の健やかな成長を確保するため、地域との連携、施設や機能を開放し、子育て家庭に対して子育てに関する啓蒙活動等積極的に子育て支援策に努めていく必要があります。

最後に子どものよりよい育ちを、芦屋市の目指すべき子ども像については、現在のところ具体的に明文化されていません。しかし、保育所における保育目標は、「心豊かに、仲間と育みあう」、すなわち生涯を見通した“生きる力”を育む保育を目指すものと定義され、一方幼稚園では、「未来に向かってたくましく生きる幼児の育成」を目指し、幼児に「たくましく生きる力」を育てていくことを重要な課題と認識しており、共に「生きる力を育む」ことが、保育所及び幼稚園の共通のキーワードとなっております。

芦屋市として、この「生きる力を育む」を共通のキーワードとして、今後、保育所、幼稚園において、子どもに「生きる力を育む」ことができるようにするために基本的な方針をしっかりと議論し、芦屋市が市としてどのような子どもを育てたいのか、どのような子どもに育て欲しいのか目指す子ども像を明文化し、さらに子どもの育ちに対応した保育所、幼稚園・小学校の連携した支援体制を構築していく必要があると考えます。

【考えられる対応策】

- ◎ 保育所職員、幼稚園職員及び小学校職員との合同研修の実施
- ◎ 公立幼稚園の子育て支援事業の実施
- ◎ 公立幼稚園の預かり保育の実施（再掲）

<委員等からの主な意見>

※保育所

- 円滑化の実施は、1人1人を丁寧に保育することができない
- 更に長時間の保育をするような取り組みがあっても良いのでは
- 教育の部分をもっとアピールしていく必要がある

※幼稚園

- 預かり保育には必要がある
- 3年保育を希望する場合は私立を選択する
- 幼稚園で大切にしている親子で楽しさを共有し、絆を深めることが重要
- 園庭開放等を通じて幼稚園で遊ぶことにより、家でこもって遊ぶことが減った
- 幼稚園での子育て支援については必要性を感じており今後、議論し検討する
- 保護者同士のつながりや園への協力が浸透している
- 公立幼稚園では公立小学校との連携がある
- 幼児期の地域における教育のセンターとしての役割が求められている

※共通

- 芦屋にいるすべての子どもの育ちを保障するために、平等な環境が必要である
- 幼稚園において、新たな取り組みを行った結果、環境が変わっても今まで実施されていたことが維持向上されなければならない。

4 資料編

(1) 設置要綱

芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の保育所及び幼稚園のあり方を検討するため、芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 待機児童解消に向けた方策に関すること。
- (2) 保育所と幼稚園との連携に関すること。
- (3) その他保育所及び幼稚園の今後のあり方について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者又は団体から選出された者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者団体
- (3) 労働者団体
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討結果を市長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の委員の中から選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 検討委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、保健福祉部こども課及び教育委員会管理部管理課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年11月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第4条の規定により検討結果を市長に報告した日限り、その効力を失う。

(2) 委員名簿

芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会委員（第1回及び第2回）

(敬称略)

NO	区 分	出身団体等の名称及び役職	性別	氏 名
1	学識経験者	関西学院大学聖和短期大学教授	男	千葉武夫
2	学識経験者	東大阪大学副学長（こども学部教授）	女	吉岡眞知子
3	保護者団体（保育所）	芦屋市保育推進保護者会協議会会長	女	栗田沙織
4	保護者団体（保育所）	芦屋市保育推進保護者会協議会副会長	女	齋藤隆子
5	保護者団体（幼稚園）	芦屋市PTA協議会常任理事	女	大屋鋪恵美
6	保護者団体（幼稚園）	芦屋市PTA協議会（宮川幼稚園会長）	女	相井千葉
7	労働者団体	芦屋地方労働組合協議会	男	島山清史
8	行政関係者（保育所）	打出保育所所長	女	宗政多津子
9	行政関係者（幼稚園）	精道幼稚園園長	女	柴 ひろ

芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会委員（第3回～第5回）

(敬称略)

NO	区 分	出身団体等の名称及び役職	性別	氏 名
1	学識経験者	関西学院大学聖和短期大学教授	男	千葉武夫
2	学識経験者	東大阪大学副学長（こども学部教授）	女	吉岡眞知子
3	保護者団体（保育所）	芦屋市保育推進保護者会協議会会長	女	目春貴美子
4	保護者団体（保育所）	芦屋市保育推進保護者会協議会副会長	女	漆原千明
5	保護者団体（幼稚園）	芦屋市PTA協議会常任理事	女	山口誓子
6	保護者団体（幼稚園）	芦屋市PTA協議会理事	女	徳永久芽子
7	労働者団体	芦屋地方労働組合協議会	男	島山清史
8	行政関係者（保育所）	打出保育所所長	女	宗政多津子
9	行政関係者（幼稚園）	潮見幼稚園園長	女	前川和世